

毎週火、金曜日発行（但休日に行き届かないときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 種畜の廃用
道路の位置指定
国民健康保険を行つてゐる町に対する条例変更認可
登録肥料の失効
豚移入禁止区域の解除
農地法に基づく買収予定地等
臨時教育委員会の開催
- ◇教委告示

告示

鳥取県告示第三百六十四号

次の種畜は廃用された。

昭和二十八年八月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

証明書番号	名前	種類	返納理由	飼養者住所氏名
昭二八鳥取 第一三三号	梅幸 和種	黒毛 沖繩輸出	鳥取県高郡大和村 中村豊治	
〃 第二五号	登美	種畜廃用	〃	鹿野町 永本栄一

鳥取県告示第三百六十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）
第八条の規定により次のとおり道路の位置を指定した。

昭和二十八年八月二十五日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

一 申請人の住所氏名

鳥取市東町 鳥取県知事職務代理者
鳥取市栗谷町七六番地 鳥取県副知事 鈴木 武

一 指定場所 鳥取市栗谷町七六番地

一 道路の延長 三六、六メートル

一 道路の巾員 四メートル

一 図面 省略

鳥取県告示第三百六十六号

国民健康保険を行つてゐる次の町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第十六号）第八条ノ十三第二項の規定に基く条例変更の認可があつた。

昭和二十八年八月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

国民健康保険を行つてゐる町 認可年月日

気高郡浜村町 昭和二十八年八月八日

鳥取県告示第三百六十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定に基き次の肥料の登録は失効した。

昭和二十八年八月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

登録番号	肥料の名称	保証成分量(%) 窒素全量 磷酸全量 加里全量	生産者	住所及び所在地
鳥取県第三号	五、三茶種油粕	五、三二、四一、二	倉吉醬油株式会社 社長 小川 貞壽	東伯郡倉吉町大字余戸谷三、一五〇
"	三二号	五、三二、三一、三	金山 正明	由良町大谷二、〇九九
"	四一号	五、三二、三一、三	杉本 永造	八橋町徳方六三六ノ七
"	四三号	五、三二、三一、三	田中 福藏	下中山村大字赤坂二四〇
"	五一号	五、四二、三一、三	亀井 安藏	三朝村字山田七九九ノ三

鳥取県告示第三百六十八号

昭和二十八年七月鳥取県告示第三百三十六号をもつて公示した豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）による指定区域（島根県坂川郡）の指定を解除する。

昭和二十八年八月二十五日

"	五六号	五、三茶種油粕	五、三二、三一、三	上中山村農業協同組合 組合長 小谷 亮一	"	上中山村大字八重四九七
"	六五号	"	五、三二、三一、三	田中 平治	"	西郷村伊木九二
"	八四号	"	五、三二、三一、三	見染喜太郎	"	八頭郡八東村大字岩淵二九六
"	九一号	"	五、三二、三一、三	本田 孟	"	日野郡八郷村丸山一九七ノ一
"	九八号	"	五、三二、三一、三	船岡村農業協同組合 組合長 近藤 正一	"	八頭郡船岡町大字船岡三二五ノ一
"	一二二号	"	五、三二、三一、三	永見 重信	"	西伯郡富益村二、八三七
"	一二五号	"	五、三二、三一、三	松村 武正	"	県村大字日下
"	一二八号	五、〇茶種油粕	五、〇二、〇一、〇	因幡製油有限公司 社長 安養寺克己	"	鳥取市新鑄物師町六八ノ一
"	一三〇号	五、五茶種油粕	五、五二、三一、三	鳥取県立農産加工所 所長 中西 秀夫	"	米子市旗ヶ崎五五九

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第三百六十九号

左記土地等を国が買収する予定であるので農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十八条第一項の規定

により公示する。
なお昭和二十八年十一月一日まで前記土地の形質を変更し立木を収去してはならない。

昭和二十八年八月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木

武

第一号

社灘手地区未墾地等の買収各筆調書

一 土地の区域並びに土地以外のものの種類及び所在

町郡市	大字	字	番	在		積	種類	権利	摘
				地	土				
東伯郡	社村	大字	一、〇四六	山林	畑	〇、〇九〇七	町	〇、〇九〇七	町
国府	大字	大沢							

計
〇、〇九〇七

二 土地の利用予定の概要

農地とすべき土地 〇、〇九〇七町歩

第二号

逢坂外四箇村地区未墾地等の買収各筆調書

一 土地の区域並びに土地以外のものの種類及び所在

町郡市	大字	字	番	在		積	種類	権利	摘
				地	土				
西伯郡	光徳村	大字	一、二九五ノ九	小竹	字	陣	構	松	四〇石
同	同	同	同	同	同	同	同	同	七五石三六
同	同	同	同	同	同	同	同	同	四〇石
同	同	同	同	同	同	同	同	同	一二〇石
同	同	同	同	同	同	同	同	同	九九石
計									三七四石三六

二 土地の利用予定の概要
附帯地 三七四石三六

第三号
宇田川村地区未墾地等の買収各筆調書

一 土地の区域並びに土地以外のものの種類及び所在

計
 一、三五九〇〇、二〇〇〇〇、〇〇一九
 三町七四〇三

二 土地の利用予定の概要
 農地とすべき土地 二、六五〇〇町歩
 附帯地 〇、二三二八町歩
 道路敷地 〇、二四一〇町歩
 代地 〇、六〇二五町歩

第四号

米子市旧市地区未墾地等の買収各筆調書

一 土地の区域並びに土地以外のものの種類及び所在

郡市 町村大字字	地番	土地		積	種類	立木又は工作物 樹種又は数量	摘要
		目	面積				
米子市陰田町	一、九二六	原野	〇、〇一〇〇町	〇、〇一〇〇			
"	一、九二五	山林	〇、三二〇三	〇、二〇〇〇			
"	一、九三二	山林	〇、三九一〇	〇、一五〇〇			
東山町	一、二〇ノ二	"	〇、〇三〇〇	〇、〇三〇〇			

"	一、二〇ノ三	"	〇、〇二二五	〇、〇二二五			
"	一、二〇ノ四	"	〇、〇二二六	〇、〇二二六			
"	一、二〇ノ五	"	〇、〇三〇〇	〇、〇三〇〇			
"	一、二〇ノ六	"	〇、〇三〇〇	〇、〇三〇〇			
"	一、二〇ノ七	"	〇、〇三二二	〇、〇三二二			
"	一、二〇ノ九	宅地	〇、〇〇一六	〇、〇〇一六			
計		雑地	〇、〇〇一六	〇、〇〇一六			
二 土地の利用予定の概要		農地とすべき土地	〇、五四一九町歩	〇、五四一九			

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十七号

臨時教育委員会を次のとおり開催する。

昭和二十八年八月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 伊佐田甚藏

一日時 八月二十六日 午前十時半

二 場所 教育委員会々議室

三 議題 学校定員と教職員退職勧誘について